

職員への処遇改善の取組みについて

社会福祉法人 せせらぎ会では、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」を算定し、介護職員等の処遇改善のため、以下の取組みを行っております。

◎ 給与面の改善

取得している加算

介護職員処遇改善加算 区分I

介護職員等特定処遇改善加算 区分I・II

賃金改善実施期間は毎年度4月から翌年3月までとし、
介護職員処遇改善手当は年2回（9月・3月）支給とし、
介護職員等特定処遇改善手当は毎月の給与に加算して支給しております。

◎ 職場環境等の改善

● 資質の向上（御所園・大淀園・高田園・せせらぎの園共通）

働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修の受講費支援や
勤務シフトへの配慮の実施。

より専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する喀痰吸引・認知症ケア、
サービス提供管理者研修、サービス提供責任者研修等の受講支援の実施。

● 労働環境・処遇の改善

（御所園・大淀園・高田園・せせらぎの園共通）

雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規・休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実

（御所園・大淀園・高田園）

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

（せせらぎの園）

ICT活用（PC・タブレット・見守りシステム）による業務省略化

● その他の改善

（御所園・大淀園・高田園・せせらぎの園共通）

地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
非正規職員から正規職員への転換